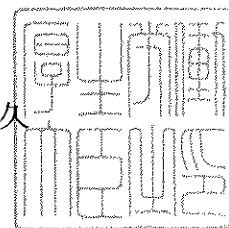


厚生労働省発生食 0606 第 5 号
平成 28 年 6 月 6 日

食品安全委員会

委員長 佐 藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久



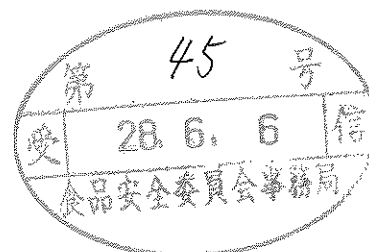
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行うこと

1. 別紙 1 に掲げる、既存添加物 89 品目に係る成分規格（89 項目）を作成すること
2. 別紙 2 に掲げる、指定添加物 353 品目に係る成分規格（376 項目）、既存添加物 127 品目に係る 132 成分規格（132 項目）、一般飲食物添加物 3 品目に係る成分規格（3 項目）及び「合成膨張剤」の成分規格について、重金属試験の見直し等の改正を行うこと
3. 添加物一般及びタルクについて、安全性を確保する観点から、製造基準を設定すること



新たに成分規格を設定する既存添加物 89 品目

(1) 酵素

アガラーゼ、アクチニジン、アシラーゼ、アスコルビン酸オキシダーゼ、 α -アセトラクタートデカルボキシラーゼ、アミノペプチダーゼ、 α -アミラーゼ、 β -アミラーゼ、アルギン酸リアーゼ、アントシアナーゼ、イソアミラーゼ、イヌリナーゼ、インベルターゼ、ウレアーゼ、エキソマルトテトラオヒドロラーゼ、エステラーゼ、カタラーゼ、 α -ガラクトシダーゼ、 β -ガラクトシダーゼ、カルボキシペプチダーゼ、キシラナーゼ、キチナーゼ、キトサナーゼ、グルカナナーゼ、グルコアミラーゼ、 α -グルコシダーゼ、 β -グルコシダーゼ、 α -グルコシルトランスフェラーゼ、グルコースイソメラーゼ、グルコースオキシダーゼ、グルタミナーゼ、酸性ホスファターゼ、シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ、セルラーゼ、タンナーゼ、5'-デアミナーゼ、デキストラナーゼ、トランスグルコシダーゼ、トランスグルタミナーゼ、トレハロースホスホリラーゼ、ナリンジナーゼ、パーオキシダーゼ、パンクレアチン、フィシン、フィターゼ、フルクトシルトランスフェラーゼ、プルラナーゼ、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘスペリジナーゼ、ペプチダーゼ、ヘミセルラーゼ、ホスホジエステラーゼ、ホスホリパーゼ、ポリフェノールオキシダーゼ、マルトースホスホリラーゼ、マルトリオヒドロラーゼ、ムラミダーゼ、ラクトパーオキシダーゼ、リパーゼ、リポキシゲナーゼ、レンネット

(2) 酵素以外 (※ [] 内は成分規格名を示す。)

アナトー色素、ウェランガム、 γ -オリザノール、カカオ色素、カフェイン (抽出物)、カラシ抽出物、カロブ色素、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア [α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビオール配糖体]、酵素処理ルチン (抽出物)、酵素分解カンゾウ、コウリヤン色素、コメヌカ油抽出物、焼成カルシウム [骨焼成カルシウム]、植物性ステロール、ステビア抽出物 [ステビオール配糖体]、タマネギ色素、タマリンド色素、動物性ステロール、フィチン酸、フェルラ酸、ブドウ種子抽出物、ペクチン分解物、ヘスペリジン、ベニコウジ黄色素、未焼成カルシウム [サンゴ未焼成カルシウム]、ラクトフェリン濃縮物、L-ラムノース

重金属試験の見直し等の成分規格の改正を行う添加物

(1) 指定添加物 (※ [] 内は成分規格名を示す。)

亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)[グルコン酸亜鉛、硫酸亜鉛]、亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム[亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム液]、アジピン酸、亜硝酸ナトリウム、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸 2-グルコシド、L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル、アスパラギナーゼ、L-アスパラギン酸ナトリウム、アスパルテーム、アセスルファムカリウム、アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセト酢酸エチル、アセトフェノン、アニスアルデヒド、 β -アポ-8'-カロテナール、 α -アミルシンナムアルデヒド、DL-アラニン、亜硫酸ナトリウム、L-アルギニンL-グルタミン酸塩、アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム、アルギン酸ナトリウム、アルギン酸プロピレングリコールエステル、安息香酸、安息香酸ナトリウム、アントラニル酸メチル、イオン交換樹脂、イソオイゲノール、イソ吉草酸イソアミル、イソ吉草酸エチル、イソチオシアン酸アリル、イソプロパノール、L-イソロイシン、5'-イノシン酸二ナトリウム、イマザリル、5'-ウリジル酸二ナトリウム、 γ -ウンデカラクトン、エステルガム、エチルパニリン、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム、エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、塩化アンモニウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化第二鉄、塩化マグネシウム、塩酸、オイゲノール、オクタナール、オクタン酸エチル、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム[オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム]、オレイン酸ナトリウム、過酸化水素、過酸化ベンゾイル[希釈過酸化ベンゾイル]、カゼインナトリウム、過硫酸アンモニウム、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、 β -カロテン、カンタキサンチン、ギ酸イソアミル、ギ酸シトロネリル、キシリトール、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸、クエン酸イソプロピル、クエン酸三エチル、クエン酸一カリウム及びクエン酸三カリウム[クエン酸一カリウム、クエン酸三カリウム]、クエン酸カルシウム、クエン酸第一鉄ナトリウム、クエン酸鉄、クエン酸鉄アンモニウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、グリセリン、グリセリン脂肪酸エステル、グリセロリン酸カルシウム、グリチルリチン酸二ナトリウム、グルコノデルタラクトン、グルコ

ン酸、グルコン酸カリウム、グルコン酸カルシウム、グルコン酸第一鉄、グルコン酸ナトリウム、グルタミルバリルグリシン、L-グルタミン酸、L-グルタミン酸アンモニウム、L-グルタミン酸カリウム、L-グルタミン酸カルシウム、L-グルタミン酸ナトリウム、L-グルタミン酸マグネシウム、ケイ酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、ケイ皮酸、ケイ皮酸エチル、ケイ皮酸メチル、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、コンドロイチン硫酸ナトリウム、酢酸イソアミル、酢酸カルシウム、酢酸シクロヘキシル、酢酸シトロネリル、酢酸シンナミル、酢酸デンプン、酢酸ナトリウム、酢酸ビニル樹脂、酢酸フェネチル、酢酸ブチル、酢酸ベンジル、酢酸 *l*-メンチル、酢酸リナリル、サッカリン、サッカリンカルシウム、サッカリンナトリウム、サリチル酸メチル、酸化カルシウム、酸化デンプン、酸化マグネシウム、三二酸化鉄、次亜塩素酸水、次亜硫酸ナトリウム、シクロヘキシルプロピオン酸アリル、L-システイン塩酸塩、5'-シチジル酸二ナトリウム、シトラール、シトロネラール、シトロネロール、1,8-シネオール、ジフェニル、ジブチルヒドロキシトルエン、ジベンゾイルチアミン、ジベンゾイルチアミン塩酸塩、シュウ酸、臭素酸カリウム、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸水素カリウム、DL-酒石酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、食用赤色 2 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用赤色 2 号、食用赤色 2 号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用赤色 3 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用赤色 3 号、食用赤色 3 号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用赤色 40 号、食用赤色 40 号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用赤色 102 号〔食用赤色 102 号、タール色素の製剤〕、食用赤色 104 号〔食用赤色 104 号、タール色素の製剤〕、食用赤色 105 号〔食用赤色 105 号、タール色素の製剤〕、食用赤色 106 号〔食用赤色 106 号、タール色素の製剤〕、食用黄色 4 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用黄色 4 号、食用黄色 4 号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用黄色 5 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用黄色 5 号、食用黄色 5 号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用緑色 3 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用緑色 3 号、食用緑色 3 号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用青色 1 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用青色 1 号、食用青色 1 号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用青色 2 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用青色 2 号、食用青色 2 号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、ショ糖脂肪酸エステル、シリコーン樹脂、シンナミルアルコール、シナムアルデヒド、水酸化カリウム〔水酸化カリウム、水酸化カ

リウム液]、水酸化カルシウム、水酸化ナトリウム〔水酸化ナトリウム、水酸化ナトリウム液〕、水酸化マグネシウム、スクラロース、ステアリン酸カルシウム、ステアリン酸マグネシウム、ステアロイル乳酸カルシウム、ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビタン脂肪酸エステル、D-ソルビトール〔D-ソルビトール、D-ソルビトール液〕、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸カリウム（無水）〔炭酸カリウム、かんすい〕、炭酸カルシウム、炭酸水素アンモニウム、炭酸水素ナトリウム〔炭酸水素ナトリウム、かんすい〕、炭酸ナトリウム〔炭酸ナトリウム、かんすい〕、炭酸マグネシウム、チアベンダゾール、チアミン塩酸塩、チアミン硝酸塩、チアミンセチル硫酸塩、チアミンチオシアン酸塩、チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩、チアミンラウリル硫酸塩、L-テアニン、デカナール、デカノール、デカン酸エチル、鉄クロロフィリンナトリウム、デヒドロ酢酸ナトリウム、デンプングリコール酸ナトリウム、銅塩類（グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。）〔グルコン酸銅、硫酸銅〕、銅クロロフィリンナトリウム、銅クロロフィル、*d*l- α -トコフェロール、トコフェロール酢酸エステル、*d*- α -トコフェロール酢酸エステル、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、DL-トレオニン、L-トレオニン、ナイシン、ナトリウムメトキシド、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、二酸化ケイ素〔二酸化ケイ素、微粒二酸化ケイ素〕、二酸化チタン、乳酸、乳酸カリウム、乳酸カルシウム、乳酸鉄、乳酸ナトリウム、ネオテーム、 γ -ノナラクトン、ノルビキシシンカリウム〔水溶性アナトー〕、ノルビキシシンナトリウム〔水溶性アナトー〕、バニリン、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル、パラオキシ安息香酸エチル、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸プロピル、パラメチルアセトフェノン、L-バリン、パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム、ビオチン、L-ヒスチジン塩酸塩、ビスベンチアミン、ビタミンA〔粉末ビタミンA〕、ビタミンA脂肪酸エステル〔粉末ビタミンA〕、ヒドロキシシトロネラール、ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ピペロナール、ヒマワリレシチン〔レシチン〕、氷酢酸〔氷酢酸、酢酸〕、ピリドキシン塩酸塩、ピロ亜硫酸カリウム〔ピロ亜硫酸カリウム、亜硫酸水素カリウム液〕、ピロ亜硫酸ナトリウム〔ピロ亜硫酸ナトリウム、亜硫酸水素ナトリウム液〕、ピロリン酸四カリウム、ピロリン酸二水素カルシウム、ピロリン酸二水素二ナトリウム、ピロリン酸第二鉄〔ピロリン酸第二鉄、ピロリン酸第二鉄液〕、ピロリン酸四ナトリウム、L-フェニルアラ

ニン、フェニル酢酸イソアミル、フェニル酢酸イソブチル、フェニル酢酸エチル、フェロシアン化物（フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム及びフェロシアン化ナトリウムに限る。）〔フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム、フェロシアン化ナトリウム〕、ブチルヒドロキシアニソール、フマル酸、フマル酸一ナトリウム、プロピオン酸、プロピオン酸イソアミル、プロピオン酸エチル、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、プロピオン酸ベンジル、プロピレングリコール、プロピレングリコール脂肪酸エステル、ヘキサン酸、ヘキサン酸アリル、ヘキサン酸エチル、ヘプタン酸エチル、1-ペリルアルデヒド、ベンジルアルコール、ベンズアルデヒド、*trans*-2-ペンテナール、没食子酸プロピル、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリイソブチレン、ポリソルベート20、ポリソルベート60、ポリソルベート65、ポリソルベート80、ポリビニルポリピロリドン、ポリブテン、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、*d*-ボルネオール、マルトール、*D*-マンニトール、メタリン酸カリウム、メタリン酸ナトリウム、*DL*-メチオニン、*L*-メチオニン、6-メチルキノリン、メチルセルロース、メチル β -ナフチルケトン、メチルヘスペリジン、*dl*-メントール、*L*-メントール、モルホリン脂肪酸塩、酪酸、酪酸イソアミル、酪酸エチル、酪酸シクロヘキシル、酪酸ブチル、*L*-リシン *L*-アスパラギン酸塩、*L*-リシン塩酸塩、*L*-リシン *L*-グルタミン酸塩、リナロール、5'-リボヌクレオチドカルシウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、リボフラビン5'-リン酸エステルナトリウム、硫酸、硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム、硫酸アンモニウム、硫酸カリウム、硫酸カルシウム、硫酸第一鉄、硫酸ナトリウム、硫酸マグネシウム、*DL*-リンゴ酸、*DL*-リンゴ酸ナトリウム、リン酸、リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン、リン酸三カリウム〔リン酸三カリウム、かんすい〕、リン酸三カルシウム、リン酸三マグネシウム、リン酸水素二アンモニウム、リン酸二水素アンモニウム、リン酸水素二カリウム〔リン酸水素二カリウム、かんすい〕、リン酸二水素カリウム〔リン酸二水素カリウム、かんすい〕、リン酸一水素カルシウム、リン酸二水素カルシウム、リン酸水素二ナトリウム〔リン酸水素二ナトリウム、かんすい〕、リン酸二水素ナトリウム〔リン酸水素二ナトリウム、かんすい〕、リン酸一水素マグネシウム、リン酸三ナトリウム〔リン酸三ナトリウム、かんすい〕、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン

(2) 既存添加物 (※ [] 内は成分規格名を示す。)

L-アスパラギン、L-アスパラギン酸、5'-アデニル酸、L-アラニン [L-アラニン、L-アラニン液]、アラビアガム、L-アラビノース、L-アルギニン、アルギン酸、イノシトール [*myo*-イノシトール]、ウコン色素、カオリン、活性炭、活性白土、ガティガム、カードラン、カラギナン [加工ユーケマ藻類、精製カラギナン]、カラメルⅠ、カラメルⅡ、カラメルⅢ、カラメルⅣ、カラヤガム、カルナウバロウ、カロブビーンガム、カンゾウ抽出物、カンデリラロウ、キサントランガム、D-キシロース、キラヤ抽出物、グァーガム、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、L-グルタミン、クロロフィル、ケイソウ土、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、コチニール色素、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、シェラック、ジェランガム、シクロデキストリン [α -シクロデキストリン、 β -シクロデキストリン、 γ -シクロデキストリン]、L-シスチン、5'-シチジル酸、焼成カルシウム [貝殻焼成カルシウム、卵殻焼成カルシウム]、植物レシチン [レシチン]、しらこたん白質抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、L-セリン、粗製海水塩化マグネシウム、タウマチン、タウリン (抽出物)、タマリンドシードガム、タラガム、タルク、タンニン (抽出物) [植物タンニン]、L-チロシン、ツヤプリシン (抽出物)、デキストラン、デュナリエラカロテン、トウガラシ色素、トコトリエノール、*d*- α -トコフェロール、*d*- γ -トコフェロール、*d*- δ -トコフェロール、トマト色素、トラガントガム、トリプシン、納豆菌ガム、ナリンジン、ニンジンカロテン、パパイン、パーム油カロテン、パーライト、パラフィンワックス、微結晶セルロース、微小繊維状セルロース、L-ヒスチジン、ビートレッド、L-ヒドロキシプロリン、フクロノリ抽出物、ブドウ果皮色素、プルラン、プロメライン、L-プロリン [L-プロリン、L-プロリン液]、分別レシチン [レシチン]、粉末セルロース、ヘキサシ、ペクチン、ベタイン、ベニコウジ色素、ベニバナ赤色素、ベニバナ黄色素、ペプシン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 ϵ -ポリリシン、マイクロクリスタリンワックス、マクロホモプシスガム、マリーゴールド色素、ミックストコフェロール、ミツロウ、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン (抽出物)、ラカンカ抽出物、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、卵黄レシチン [レシチン]、L-リシン [L-リシン、L-リシン液]、リゾチーム、D-リボース、流動パラフィン、ルチン酵素分解物、ルチン (抽出物) [エンジュ抽出物]、L

ーロイシン

(3) 一般飲食物添加物

アカキャベツ色素、カゼイン、ブラックカーラント色素

(4) その他

「合成膨張剤」の成分規格

食品健康影響評価の審議状況

(平成28年6月10日現在)

区分	要請件数 注1、2)	うち 28年度分	自ら評 価 注3)	合計	評価終了	うち 28年度分	意見 募集中 注4)	審議中 注5)
添加物 ※	259	92	0	259	162		0	97
農薬	1054	9	0	1054	803	11	17	234
うちポジティブリスト関係	492		0	492	308	2	7	177
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	527	1	0	527	499	1	0	28
うちポジティブリスト関係	108		0	108	81		1	26
汚染物質等	62		3	65	61	1	0	4
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	12	1	0	4
微生物・ウイルス	14		2	16	16		0	0
プリオン	52		16	68	51		0	17
かび毒・自然毒等	8	1	3	11	10		0	1
遺伝子組換え食品等	244	4	0	244	235	6	1	8
新開発食品	83	1	1	84	82		0	4
肥料・飼料等	202		0	202	148		1	53
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57		0	43
薬剤耐性菌 注7)	6		0	6	5	1	1	0
肥飼料・微生物合同 注8)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	2,532	108	26	2,558	2,089	21	20	451

(注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。

3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。

4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

7 「薬剤耐性菌」欄には、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置(H27.10.1)後に要請を受けた案件及び評価終了となった案件について記入している。

8 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

※ 「食品、添加物等の規格基準等の改正(H28.6.6受理)」は、新たに評価する規格は、規格数を件数とし、改正の規格はまとめて1件とした。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成 28 年 6 月 10 日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※ (19)	
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊦、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊦㊧	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊦㊧、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)㊦㊧、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))㊦㊧	3
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊦、スルファメトキサゾール㊦、トリメプリーム㊦、セファピリンベンザチン㊦、セファピリンナトリウム㊦	5
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊦、スルファメトキサゾール☆㊦、セファピリン☆㊦、トリメプリーム☆㊦	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆㊦	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆	2
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆㊦	3
19/ 3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㊦、スルファジメトキシ☆㊦、スルファモトキシ☆㊦	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2

注：※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊧は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆ 	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆ 	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) Ⓜ 	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、 ブロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トビシリン 	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆ 	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ジオクチル(DNOP)	1
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆> ■	2
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆ 	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆  、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆  、 β-カロテン☆  、クエン酸☆  、酒石酸☆  、トウガラシ色素☆  、トコフェロール ☆  、乳酸☆<農薬用途もあり>  、マリーゴールド色素☆  、メナジオン☆  、 レチノール☆ 	11
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1

注：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆■	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	2
22/8/12	厚	農薬 プロバナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、	3
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、 トリアスルフロ☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレ☆〈一部〈飼〉〉	2
23/1/24	厚	農薬 テブフェンピラド■〈一部☆>、ペンコナゾール☆	3
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆■、スピラマイシン☆■、セフロキシム☆■	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン ☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 エタメツルフロメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆	4
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1
23/6/10	厚	農薬 フェナリモル☆	1
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロメチル☆、クロルスルフロ ン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスル フロ☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■〈一部☆>、セトキシジム〈一部☆>、ジクロホ ップメチル☆、トリフロキシスルフロ☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサ プロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	13
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロ☆	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆■	1
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/3/26	厚	農薬 リムスフロロン☆	1
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、テフルトリン☆、トリホリン☆、シアナジン☆	7
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆■、センデュラマイシン☆■、バシトラシン☆■	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆■	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆■、サラフロキサシン☆■、ネオマイシン☆■	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆■	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップt☆ 1	
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	農薬 クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆	2
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルントリネート☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	15
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/6/10	農	農薬 γ-BHC☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	4
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆	12
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆	8
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシルエン■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料)■	1
25/11/14	厚	農薬 メピコートクロリド☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆■	1
26/2/3	厚	農薬 オキスポコナゾールフマル酸塩☆	1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(飼料)■	1
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(食品)■	1
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品)■	1
26/3/25	厚	農薬 MCPB■〈一部☆〉	2
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、	2
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/6/18	厚	対象外物質 グルカン■	1
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル■■	1
26/9/9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/1/8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/1/13	厚	農薬 イソフェタミド■、フロメキン■	2
27/2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。# 印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/4/24	農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(飼料) ■	1
27/5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の 内臓※	2
27/5/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシ Event VCO-01981-5 (食品) ■	1
27/5/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシ Event VCO-01981-5 (飼料) ■	1
27/9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/11/17	厚	農薬 フェナザキン ■	1
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (B S E) 国内対策の見直し※	1
28/2/5	消	特定保健用食品 松谷のミニビスケット※ ■	1
28/2/9	厚	農薬 アセフェート、パクロブトラゾール ■、メタミドホス	3
28/3/4	厚	添加物 炭酸カルシウム ■	1
28/3/23	厚	農薬 トリホリン ■、ピラクロストロビン ■、ファモキサドン ■、フェンキ ノトリオン ■、フェンピラザミン ■、メタミホップ ■、バリダマイシン ■ 〈一部☆〉	8
28/3/23	厚	動物用医薬品 トリプトレリン酢酸塩	1
28/4/19	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87751 系統 (食品) ■	1
28/4/20	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87751 系統 (飼料) ■	1
28/4/28	厚	かび毒・自然毒等 佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する要職から提供まで 管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓 ■	1
28/5/11	厚	農薬 E P N、キンクロラック ■、シクラニプロロール ■、ブプロフェジン ■、フルオピラム ■、フルトラニル ■、ボスカリド ■	7
28/5/11	厚	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 オキシテトラサイクリン ■	1
28/5/12	農	動物用医薬品 前葉性卵胞刺激ホルモン (FSH) を有効成分とする牛の過剰排 卵誘起用注射剤 (アントリン R10・A1) ■	1
28/5/23	消	特定保健用食品 ガセリ菌SP株ヨーグルト※ ■	1
28/5/26	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム ■	1
28/5/23	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性 ダイズ MON87705 系統、除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統並びに除草 剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品 種 ■	1
28/6/6	農	遺伝子組換え食品等 高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確 認された食品添加物を飼料添加物として使用する場合に安全性の確保に支 障がないことの確認について※	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★
28/4/6～28/5/5	農薬 イミダクロプリド■、グリホサート■＜一部☆＞ 3
28/5/18～28/6/16	飼料添加物 バチルス サブチルス 1
28/6/8～28/7/7	薬剤耐性菌 硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤 (コバクタン／セファガード) ■ 1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。Ⓜは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成28年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
28/4/5	—	汚染物質等 加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
28/4/5	厚	農薬 フルオピコリド■	1
28/4/5	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル	1
28/4/12	厚	器具・容器包装 フタル酸ジイソデシル(DIDP)	1
28/5/17	厚	農薬 テブフェノジド■、トリフルミゾール■、ニテンピラム☆、ピカルブトラゾクス■、プロヒドロジャスモン■、プロマシル☆	7
28/5/17	厚	農薬及び添加物 フルジオキシニル■	1
28/5/17	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール■	1
28/5/24	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
28/5/24	厚	遺伝子組換え食品等 HIS-No. 2 株を利用して生産された L-ヒスチジン■、PLA-54 株を利用して生産されたホスホリパーゼ A2■	2
28/5/24	農	薬剤耐性菌 家畜等に使用するバージニアマイシン※	1
28/6/7	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(食品)■、ECP 株を利用して生産された L-プロリン■、NZYM-JA 株を利用して生産された β-アミラーゼ■	3
28/6/7	農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(飼料)■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針